109	84
110	87
111	90
112	を
を	79
98	83
102	87
106	90
110	92
112	に、
113	53
113	54
113	55
113	56
113	58
113	60
113	62
113	64
113	65
113	66
に、	67
78	68
81	を
	54
	56
	58
	60
	62
	64
	66
	68
	69
	69
	69
	69
	に改める。

別表第七の二の福祉職俸給表降格時号俸対応表中

136	121
140	121
144	121
147	121
150	121
を	121
139	に、
146	76
153	80
153	84
	88
	92
	を
	77
	82
	87
	92
	93
	に、
	76
	78
	80
	81
	82
	83
	84
	85
	86
	87
	88
	89
	90
	91
	92
	を
	78
	82
	86
	90

153	92
に、	93
104	93
105	93
106	93
107	93
108	93
109	93
110	93
111	93
112	93
114	に、
116	57
118	60
120	62
を	64
112	66
120	68
121	70
121	72
121	74

76	16
を	18
57	21
61	を
65	17
69	20
73	22
76	
77	
77	
77	
77	
に改める。	

別表第七の二の専門スタッフ職俸給表降格時号俸対応表中

76	16
を	18
57	21
61	を
65	17
69	20
73	22
76	
77	
77	
77	
77	
に改める。	

附　則

この規則は、平成二十五年一月一日から施行する。

告　示

**○総務省
国土交通省告示第二号**

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第三条第四項の規定において準用する同条第一項の規定に基づき、豪雪地帯対策基本計画（平成十八年十一月十四日閣議決定）の全部を平成二十四年十二月七日次のように変更したので、同条第四項の規定において準用する同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十日

総務大臣　樽床　伸二
農林水産大臣　郡司　彰
国土交通大臣　羽田雄一郎

豪雪地帯対策基本計画

1　基本計画の目的

豪雪地帯は、国土の約51％に及ぶ広大な面積を占め、また、総人口の約15％を擁し、我が国の経済社会において重要な地位を占めているが、毎年の恒常的な降積雪によって、住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害されてきた。近年は、道路の除雪を始め、各般の施策が総合的、計画的に推進され、雪による障害は軽減されてきているが、人口減少、高齢化など地域を取り巻く状況はなお厳しい。そうした中で約20年振りの豪雪となった平成18年豪雪や、平成23年及び平成24年に発生した大雪では、高齢者を中心に除排雪の作業中の事故が相次ぎ、いずれの年も死者130名を超える人的被害が発生したほか、雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通の阻害、空家の倒壊や落雪による物的・人的被害等の問題が生じるなど、豪雪地帯の安全・安心が大きく低下する事態が頻繁に生じている。

他方、豪雪地帯は、豊かな土地、水資源、優れた自然環境等に恵まれており、我が国にとっての食料の供給地ともなっているほか、近年の地球温暖化問題への対応や東日本大震災後の電力不足を背景として、雪の冷熱をエネルギー源として活用する取組も始まっている。これらを今後、更に有効に活用し、新たな産業の振興に取り組むとともに、雪と親しみ、雪と共生した雪国ならではの文化を創造し、交流や定住の場として魅力ある地域社会の形成に努め、雪国の特性を生かして海外を含めた交流と連携を推進することが、今後の均衡ある国土の発展と持続可能で世界に開かれた活力ある地域づくりに不可欠な課題である。

このような観点から、豪雪地帯においては、雪に強い安全・安心な地域づくりのためのハード・ソフトにわたる克雪対策の充実を促進するとともに、親雪、利雪の観点から、雪や地域の文化を活用した産業振興と地域活性化等を図ることが重要である。

このため、本計画は、特別豪雪地帯に特に配慮を払いつつ、豪雪地帯における雪害の防除に積極的に努めるとともに、交通の確保、積雪により劣っている産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善を図り、併せて雪のもたらす各種資源の利活用や地域の特性を生かした多様な主体の参加と連携による地域づくりの推進に努めるなど、総合的な豪雪地帯対策を実施し、地域経済の発展と住民生活の向上に寄与することを目的とする。

2　基本計画の性格

本計画は、豪雪地帯における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関する恒久的な諸対策の基本となるべきものである。したがって、本計画は、豪雪地帯における治山、治水、交通、通信、農林業等の産業の振興、生活環境の整備等に関する長期計画に反映され、その他のあらゆる施策を行うに当たって尊重されなければならない。

3　基本計画の重点

本計画は、次の諸点に重点を置いて推進を図る。

第１に、積雪期においても、円滑な産業活動や快適な生活を実現する上で、基幹的な役割を果たす交通、通信について、その安全性、円滑性の確保及び高度化を図るため、これに必要な施設等の整備・拡充に努める。